

自動車運送業分野特定技能協議会 運営規程

国官参企第41号  
令和7年1月17日

自動車運送業分野特定技能協議会規約第11条に基づき、本運営規程を定める。

(入会の届出)

第1条 自動車運送業分野特定技能協議会規約(以下「規約」という。)第10条第1項に規定する届出は、規約第9条に定める事務局(以下「事務局という。」)まで、特定技能所属機関にあつては第1号様式を、登録支援機関にあつては第2号様式を、WEBフォームにて送付することとする。

2 規約第10条第3項に規定する回答は、事務局から送付することにより行うこととし、入会を認める場合は併せて登録番号を通知する。

(変更の届出)

第2条 規約第10条第2項に規定する届出は、前条第1項の届出先まで、特定技能所属機関にあつては第3号様式を、登録支援機関にあつては第4号様式を、WEBフォームにて送付することとする。

2 前項の届出を受理した場合、事務局はその旨を通知する。

(構成員資格の証明)

第3条 規約第10条第4項に規定する書面の発行を受けようとする者は、特定技能所属機関にあつては第5号様式を、登録支援機関にあつては第6号様式を、第1条第1項の届出先までWEBフォームにて送付することとする。

2 前項の書面の発行は、事務局において送付することにより行う。

(退会の届出)

第4条 規約第10条第5項に規定する届出は、特定技能所属機関にあつては第7号様式を、登録支援機関にあつては第8号様式を、第1条第1項の届出先までWEBフォームにて送付することとする。

2 前項の届出を受理した場合、事務局はその旨を通知する。

(情報の公表)

第5条 協議会の資料は、個人情報保護等の措置が必要な場合を除き、原則公表する。

(書類の保存及び処分)

第6条 協議会に関する届出その他の書類の保存期間は、5年とする。

2 前項の保存期間は、取得又は作成の日の年度の翌年度の4月1日から起算する。

附 則

この運営規程は、令和7年1月17日より施行する。